

基本施策3 障害者の社会参加に向けた学習活動の推進

35 障害者社会参加学習活動

障害者社会参加学習活動における地域での体験活動や交流等の学習機会を通して、障害を持つ方の社会参加促進を図ります。

【所管課：生涯学習支援課】
(Tel 814-7603)

基本施策4 介護予防・健康づくり事業の充実

36 転倒予防教室や介護予防教室等各種講座や教室の実施

転倒予防教室や介護予防のための教室や講座を開催します。

【所管課：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)

37 介護予防に関するたかつ区健康づくり講座の実施

介護予防・健康づくりに関する出前講座で、テーマにあった職種が外向いて各種講座を行います。

【所管課：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)

38 高津公園体操の推進

生活習慣病予防、介護予防、コミュニティづくりのための「高津公園体操」を、町内会・自治会、運動普及推進員、地域包括支援センター等と連携し、地域への広がりを推進します。

【所管課：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)



基本施策5 高齢者の見守り事業や閉じこもり予防事業の充実

39 徘徊高齢者SOSネットワーク事業の推進

徘徊の恐れのある認知症高齢者を事前登録することにより、地域の支援を得て早期に発見できるように、関係機関と協力しながら、徘徊高齢者の安全確保と家族への支援をします。

【所管課：高齢者支援課】
(Tel 861-3256)

地域包括支援センターに
事前登録します

40 各種ミニデイケアやひとり暮らし高齢者のための会食会等の開催に対する支援

介護予防・健康づくりに関する出前講座で、テーマにあった職種が出向いて各種講座を行います。

【所管課：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)



41 介護予防グループ支援事業の実施

脳卒中後遺症のある方の自主グループ（橘地域リハビリ教室・あおぞら会）等や、介護予防グループへの支援事業を実施します。

【所管課：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)

基本目標2の主要な
取組です

42 地域ケア連絡会議等の開催を通じた、地域の見守り活動の推進

地域ケア連絡会議を通じて、地域の民生委員、老人クラブ、町内会等とともに行う見守り活動を通してネットワーク構築をしていきます。また、民間業者にも見守り活動に参加していただくように働きかけを行っていきます。

【所管課：高齢者支援課、地域保健福祉課】
(Tel 861-3256)



基本施策6 放置自転車対策事業の実施による、高齢者、障害者が歩きやすいまちづくりの推進

43 放置自転車対策事業の実施

放置自転車の撤去に併せ、自転車利用者に対し、駐輪場への誘導・案内、チラシの配布などを行うとともに、自転車の放置を防止するための措置及び広報・啓発を実施します。

【所管課：道路公園センター】
(Tel 833-1221)

基本施策7 老人クラブ等地域活動の拡大強化

老人クラブは、地域を基盤とした高齢者の自主的組織で健康づくりやボランティア活動等を行っています

44 老人クラブ、友愛チーム等による地域活動への支援

老人クラブや友愛チームの活動について、運営の助言や支援を行います。

【所管課：高齢者支援課】
(Tel 861-3256)

友愛チームは、老人クラブの有志が地域の寝たきりや病弱等の高齢者を対象に、孤独感を解消し、生きがいを持って日常生活が送れるように「話し相手」を基本として活動しています



〔高津公園体操〕

平成19（2007）年に高津区のオリジナル体操としてヘルスパートナー高津（運動普及推進員）と健康予防医学財団の協力で作成しました。

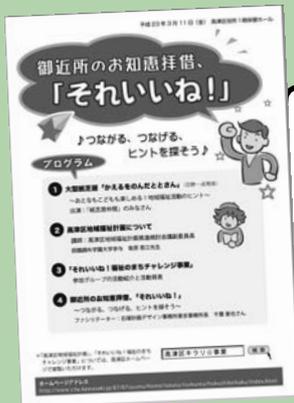
「高津公園体操」を地域ぐるみで行うことで、一人では継続しにくい体操も継続でき、健康づくりや介護予防になります。また、高津区は転入者が多く、近所付き合いが希薄になりがちですが、身近な公園等で集まることで、地域のコミュニティの活性化や世代交流につながります。

基本目標3 交流・ふれあいのあるまち

様々な行事を通じて地域福祉の啓発活動を行い、地域福祉への区民の理解と参加を促します。新旧の区民や異なる世代の交流の促進、防犯・防災ネットワークの確立、区民同士が気軽に集える場づくり、そして地域福祉推進のための人材の育成を支援します。

基本施策1 高津区地域福祉活動キラリ☆事業の実施

重点的取組です



45 それいいね！福祉のまちチャレンジ事業の実施

各地域で行われている地域福祉活動を募集し、エントリーされた活動について、区ホームページ等で紹介するとともに、活動の成果発表会を開催し、広く区民へ地域福祉に関する啓発を行います。

【所管課：地域保健福祉課】
(Tel 861-3302)

46 地域福祉活動レポート「たかつハートリレー」の実施

各地域で行われている地域福祉活動について現地取材を行い、取材結果を区ホームページに掲載します。取材にあたっては、区民がレポートライターとして参加し、取材の場が区民の交流の機会となるようにします。

【所管課：地域保健福祉課】
(Tel 861-3302)

取材を受けた地域福祉活動グループが、次の活動グループを取材します



基本施策2 地域福祉を推進するための研修会や講座、情報交換や交流を目的とした行事の開催

47 地域福祉計画に関するホームページの管理運営

高津区ホームページ内の地域福祉計画に関するページを管理運営し、地域福祉に関する啓発を行います。

【所管課：地域保健福祉課】
(Tel 861-3302)

高津区ホームページを御覧ください

48 地域福祉に関する懇談会、研修会、講座の開催

「それいいね！福祉のまちチャレンジ事業」「たかつハートリレー」の活動を紹介しながら懇談会等を開催し、区民への地域福祉活動の普及、促進をはじめ、地域福祉計画の周知を図ります。

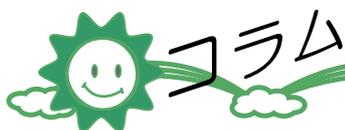
【所管課：地域保健福祉課】
(Tel 861-3302)



49 たかつ区健康福祉まつり、ええんじゃないか祭り等意識啓発のための行事の開催

区民と行政が協働するたかつ区健康福祉まつり、たかつ精神保健福祉連絡会と協働するええんじゃないか祭りにより、幅広い地域の人たちの交流イベントを開催します。

【所管課：地域保健福祉課、保健福祉サービス課】
(Tel 861-3302)



〔たかつ区健康福祉まつり〕

多くの区民がふれあい、「健康と福祉を考える場」を作るため、健康と福祉に関わる団体の活動発表、福祉体験や健康相談、育児交流会などの各種催し物を実施しています。

〔ええんじゃないか祭り〕

精神保健福祉に関わる当事者・関係団体と地域の人たちとの交流を目的に開催されています。バザーや自主製品の販売など催し物がいっぱいです。

**基本施策3 新たに区民となった人への支援の充実、
区内情報の効果的な提供**



**50 区民課窓口等における『医療機関マップ』
『ホッとこそだて・たかつ』の配布**

転入手続き時に、区内の医療機関を名簿と地図形式で掲載した「医療機関マップ」を、こども支援室では子育てに関する情報を掲載した「ホッとこそだて・たかつ」「ホッとこそだて・MAP」を配布します。

【所管課：地域保健福祉課、こども支援室】
(Tel 861-3302)



51 転入者子育て交流会

子育て世代の転入者に対し、新しい土地での子育てに関する不安感や孤立感を軽減させるため、区内の子育て情報の提供や、地域の関係団体等との交流を図ります。

【所管課：こども支援室】
(Tel 861-3329)

基本施策4 町内会・自治会に関心を持って共に活動できるような支援の充実

川崎市ホームページ
「町内会・自治会のページ」も御覧ください
<http://www.city.kawasaki.jp/25/25tiiki/home/chounaikai/top.html>

52 町内会・自治会加入促進パンフレットの作成・配布

町内会・自治会の活動を知ってもらい、1人でも多くの方が町会へ加入し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、転入者等へ「町内会・自治会加入促進パンフレット」を配布します。

【所管課：地域振興課】
(Tel 861-3144)

基本施策5 新旧区民の交流や世代間交流が促進されるような行事への取組

53 親子運動会や高津区こども・子育てフェスタ等各種地域行事開催に対する支援

スポーツを通して、健康な心身の育成と地域間土の交流の輪を広げ、地域コミュニティの形成を図る親子運動会や、子育て関連施設・団体の紹介や子育て中の親の交流広場、親子で楽しめる催しや学習会を実施する子育てフェスタを開催します。

【所管課：地域振興課、生涯学習支援課】
(Tel 861-3145)



基本目標3の主要な取組です



54 公園を活用した地域コミュニティ活性化事業

まちなかにある公園を地域コミュニティを育む公共空間ととらえ、子どもの遊び場や健康づくりなど公園を拠点とする活動から、ネットワークづくりを進めます。

【所管課：企画課、地域保健福祉課、こども支援室、道路公園センター】
(Tel 861-3131)

高津区役所内の各課が連携して進めていきます

基本施策6 防犯・防災のネットワークへの組織的な取組の促進



55 高津安全・安心まちづくり支援事業の実施

犯罪を未然に防止し、安全で安心な高津区を築くことを目的に、区内各地において広報・啓発活動を行い、防犯パトロール隊の拡充と住民の防犯意識の向上を図ります。また、区内での犯罪情報をホームページに掲載します。

【所管課：地域振興課】
(Tel 861-3146)

高津区ホームページ「安全・安心のまちづくり」も御覧ください

<http://www.city.kawasaki.jp/67/67anzen/topspage.htm>

基本目標3の主要な取組です

避難所運営会議は、各避難所に設置されていて、災害時には避難所の円滑な運営を行います

56 自主防災組織への支援

補助申請の取りまとめを行うなど各自主防災組織の活動を側面的に支援し、高津地区、橋地区ごとに合同の防災訓練を実施するとともに、避難所運営のための防災ネットワークの充実を図ります。専門家による「防災出前講座」を実施し避難所運営会議の重要性を理解してもらい、防災ネットワークの充実を図ります。

【所管課：地域振興課】
(Tel 861-3146)



基本施策7 災害時に支援の必要な方への取組の推進

57 要援護者対策に向けた町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員との連携強化

災害時要援護者避難支援制度について、円滑な支援活動を行う仕組みづくりや支援体制を強化することを目的として、支援組織である町内会・自治会、自主防災組織や民生委員児童委員、及び、関係機関との連携を図りながら、実施して行きます。

【所管課：地域振興課、地域保健福祉課、保健福祉サービス課、高齢者支援課】
(Tel 861-3146)

災害時要援護者避難支援制度は、災害時に自力で避難できない在宅の高齢者や障害者等を、避難時に手助けする制度です

基本施策8 町内会館・自治会館等を利用したサロン活動の取組の促進

58 高津区ホームページ等を利用したサロン活動のPR
 「高津区地域福祉活動キラリ☆事業」の実施を通して、地域福祉活動を行っているグループや団体の情報を、高津区ホームページに掲載し、広く活動をPRします。
 【所管課：地域保健福祉課】
 (Tel 861-3302)

<http://www.city.kawasaki.jp/67/67soumu/home/takatu/tsukuro/hukushikeikaku/index.html>

59 健康教育・健康相談等を通じたサロン活動への支援
 ふれあい会食会、ミニデイケア等健康づくりを推進するために活動しているグループへの支援を行います。
 【所管課：地域保健福祉課】
 (Tel 861-3313)

地域包括支援センターとも連携して実施していきます



☀️ コラム

〔地域包括支援センター〕

地域包括支援センターは高齢者とその家族のための公的な相談機関で、介護予防支援、高齢者の権利擁護、川崎市独自サービス窓口、介護保険サービスの案内、地域のネットワークづくり支援など、福祉・医療・介護全般の相談窓口です。
 ご相談は無料で、電話でも受け付けています。



名称	担当地域	名称	担当地域
わらく	千年新町、千年、子母口、明津	すえなが	末長、新作
陽だまりの園	二子、瀬田、諏訪、北見方、下野毛	溝口	溝口、久本、坂戸
ひさすえ	蟹ヶ谷、久末、野川	樹の丘	宇奈根、久地、下作延
リ・ケア向ヶ丘	梶ヶ谷、上作延、向ヶ丘	※住所と電話番号は69ページをご覧ください	

基本施策9 地域活動に利用できる区内施設情報の提供と利用の促進

60 『地域グループのための活動ルームガイド』による 区内施設情報の提供

区内の公共・民間施設の情報を掲載した冊子の配布、及び、ホームページへの掲載をします。

【所管課：地域保健福祉課】
(Tel 861-3302)

高津区役所、高津市民館、プラザ橋にあり、事前に利用団体登録して使用します

61 市民活動支援ルームの管理運営

「高津区市民活動支援ルーム」は、区内の市民活動の活性化を図るため、場所の提供、情報収集・提供など市民活動拠点としての機能を通じて、市民活動を支援するとともに、市民活動団体相互や市民・行政など各組織間をつなぎ、交流・協働を促進します。

【所管課：地域振興課】
(Tel 861-3133)



基本施策10 高齢者施設の活用と地域の共存の働きかけの検討

62 いこいの家における介護予防事業に対する支援

いこいの家におけるミニデイケア、いこい元気広場等介護予防事業を支援します。

【所管課：(地域保健福祉課)】



基本施策11 団塊の世代に対する地域活動支援

63 団塊の世代を対象とした講座や教室の開催

男性の料理教室、中高年の料理教室、シニアの社会参加支援事業等により、仲間づくりを図りながら地域社会での活動に参加できるよう支援します。

【所管課：地域保健福祉課、生涯学習支援課】
(TEL 861-3313)

基本施策12 地域福祉を担うボランティアや地域活動団体の育成

64 区内で地域活動をするグループや団体に関する情報の把握

地域福祉計画の進捗管理や「高津区地域福祉活動キラリ☆事業」の実施を通して、地域福祉活動を行っているグループや団体の情報を把握します。

【所管課：地域保健福祉課】
(TEL 861-3302)



65 すくすく子育てボランティア講座の開催

乳幼児健康診査等において、保護者が余裕を持って受けられるよう活動をするボランティアを募集し、講座を通して活動への参加を呼びかけます。

【所管課：保健福祉サービス課】
(TEL 861-3315)

66 認知症・転倒予防等の地域活動リーダー育成(介護予防グループ支援事業)

会食会等のボランティアへの支援や研修を、区社会福祉協議会と共催で実施します。

【所管課：地域保健福祉課】
(TEL 861-3313)

基本施策12

67 地区組織活動育成

高津公園体操、転倒予防教室等を地区組織、関係機関と連携して、立ち上げ、継続に向けた支援を行います。

【所管課：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)

68 運動普及推進員・食生活改善推進員の養成と活動支援

運動普及推進員、食生活改善推進員の活動を支援します。また、運動普及推進員、食生活改善推進員合同の養成教室を実施します。

【所管課：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)



健康づくりのための運動・
食生活を地域に普及するポ
ランティアです

69 元気な高津をつくる会への活動支援

“かわさき健康づくり21”普及のために健康に関係する20団体が集まる定例会と役員会を実施します。主に、健康づくり事業（健康づくりつどい等）と健康づくり協力店事業を実施し、その活動を支援します。

【所管課：地域保健福祉課、保健福祉サービス課、衛生課、地域振興課、生涯学習支援課】
(Tel 861-3313)



70 在宅介護者家族会への活動の支援

在宅介護者の会、子母ロミニデイ認知症介護教室、在宅介護者教室、なつめ、NPO法人ぐるーび麦等の活動を支援します。また、家族会の交流等を実施し、活動の活性化に向けての支援を行います。

【所管課：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)

5 地域福祉推進のために

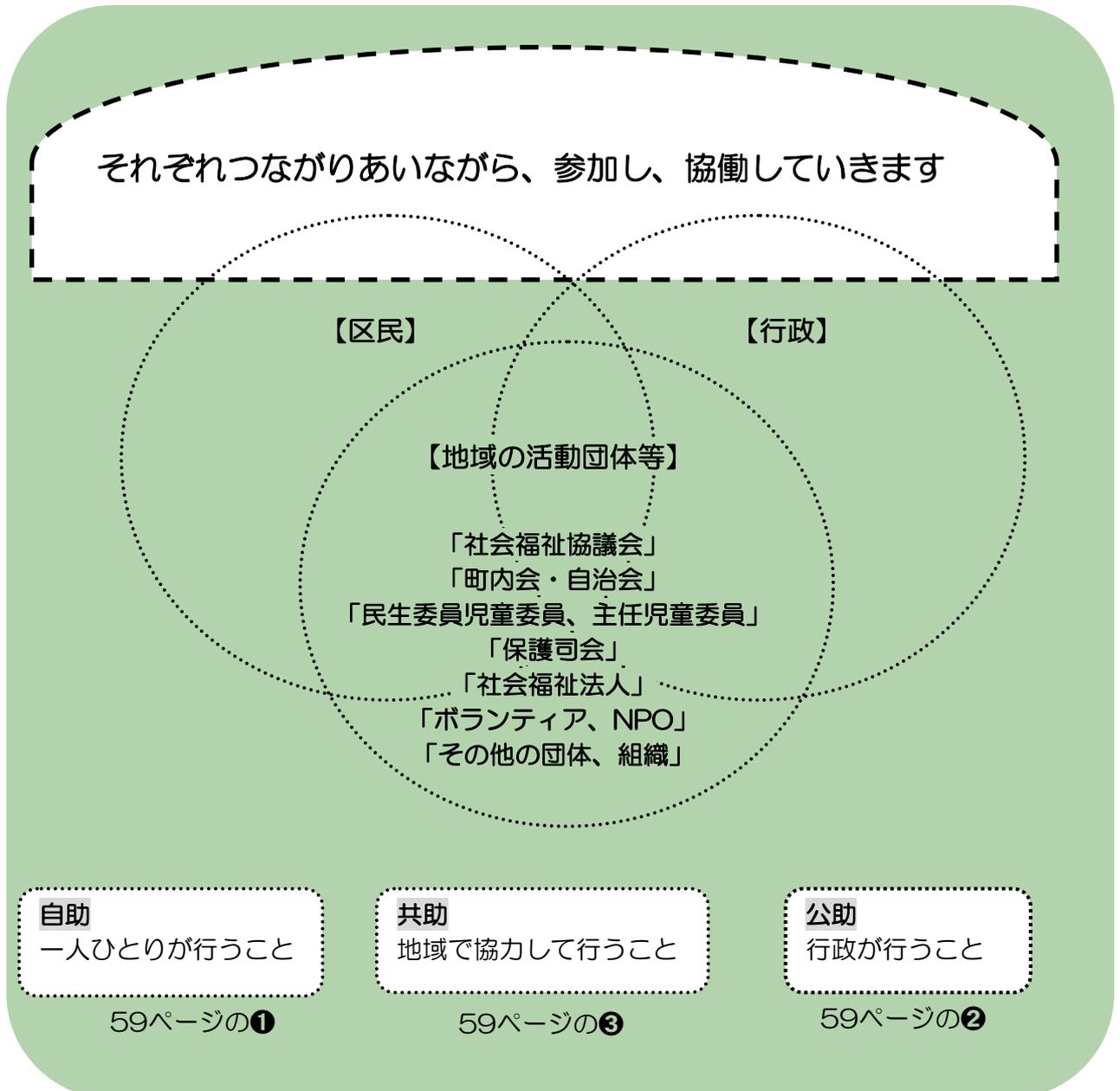
(1) 計画の推進

高津区が抱える課題の解決、そして、計画の理念の実現に向けては、一人ひとりの力だけでは限りがあります。

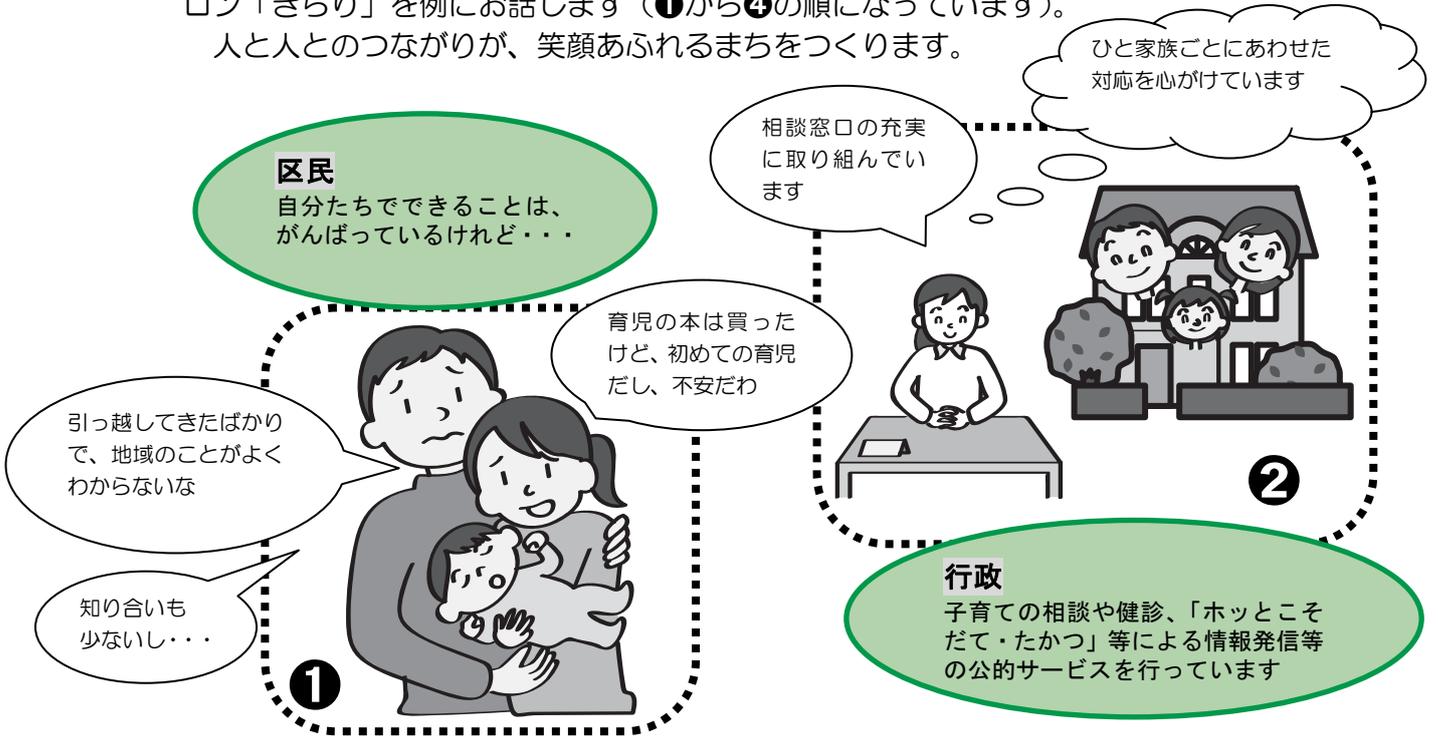
そのため、区民が行政に主体的にかかわり（＝「参加」）、それぞれの役割と責任のもとで、対等な関係に立ち、協力し合っていくこと（＝「協働」）が大切です。

そして、そこには、区民と行政をつなぐ担い手として、地域の活動団体等の方々の力がなくてはならない存在となっています。

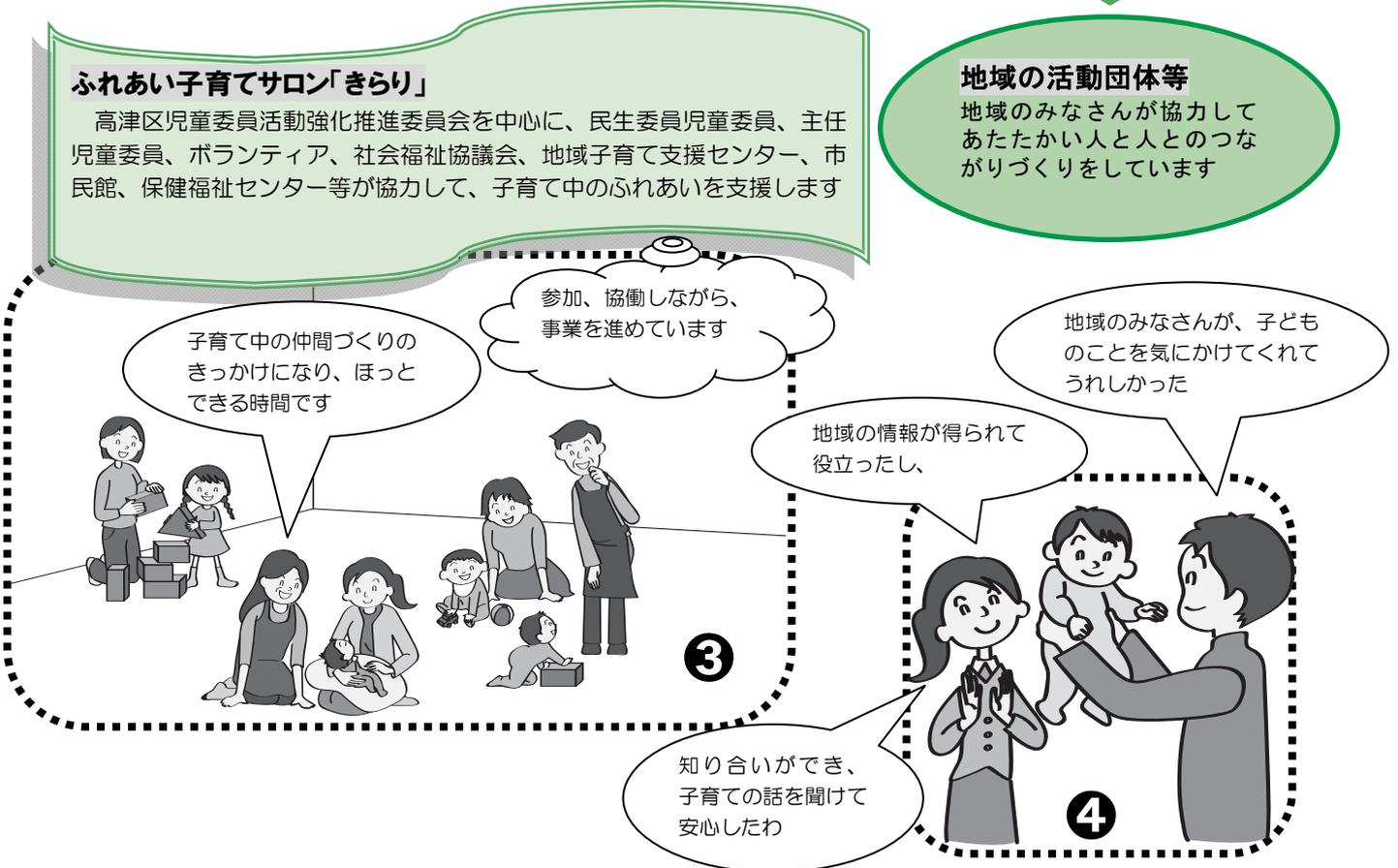
それぞれが、“つながり、ふれあって、笑顔あふれるまち”となることをめざします。



左ページの図について、取組6「子育てサロン事業実施への支援」のふれあい子育てサロン「きらり」を例にお話します（①から④の順になっています）。
人と人とのつながりが、笑顔あふれるまちをつくります。



しかし、区民や行政だけでは限りがあります。そこで・・・。



(2) 各機関・組織等

第1・2期計画では、幅広い年代の子どもを対象とした支援策の推進、地域内の支えあいの仕組みによる高齢者や障害者が暮らしやすい地域づくり、新しく高津区に移り住む人が地域に溶け込みやすい環境づくり、区民と行政の協働による地域福祉の推進等の視点から取組を進めました。

第3期計画では、第2期からの継続課題に取り組み、さらに地域福祉を推進していくために、区民と区役所、そして地域の活動団体等がそれぞれの役割を知り、より連携・協働を強化して取組を進めることが大切になってきます。

●高津区社会福祉協議会

- 高津区社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、保護司会、地区町内会・自治会連合、ボランティアグループ等の組織・団体によって構成されています。
- 区民に身近な「地域福祉の推進役」としての役割を担っています。
- 地域福祉活動を展開するに当たり、「地域に根ざして、地域住民が支える地域福祉の推進に努めること」を目的とした、高津区地域福祉活動計画を策定し、様々な事業を展開しています。高津区地域福祉計画とは両輪で地域福祉を推進しています。
- 区民の生活ニーズに沿った事業や、地域の特徴を生かした小地域での福祉活動の推進を行っています。
- 事業の展開やサービスの提供を行うにあたって、様々な関係団体・組織・機関との連携や協働が必要となります。



社会福祉協議会とは

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26(1951)年に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されています。社会福祉協議会には、全国社会福祉協議会(全社協)、都道府県社会福祉協議会(都道府県社協)、市区町村社会福祉協議会(市区町村社協)があり、お住まいのもっとも身近な地域で活動しているのが市区町村社協です。協議会は、地域住民の方々のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の方々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。

高齢者や障害者等の日常生活自立支援事業、及び成年後見業務等の権利擁護に関わる事業(あんしんセンター)も実施しています。

●町内会・自治会

- 地域福祉活動への地域住民の理解と主体的な参加を促進し、小地域での推進体制を整備していく上での「まとめ役」を担っています。
- 地域に住む人たちが助け合いながら、地域における様々な問題の解決に取り組んでいる組織です。
- 地域でのふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努める自主的な地域の団体として、地域福祉を展開していく中でも重要な役割を果たしています。

町内会・自治会とは

一定の地域に住む人々によって組織され、お互いの連帯意識を深めながら、その地域内に生ずる様々な共通の課題を解決する地域を代表する重要な組織で、住みよいまちづくりをめざして自主的に活動している住民自治組織です。

川崎市の町内会・自治会では、「災害に強い」まちづくり、「安心して暮らせる」まちづくり、「きれいな」まちづくり、「ふれあいのある」まちづくり、「情報を共有する」まちづくり、「交通事故のない」まちづくり、をめざしています。

●民生委員児童委員、主任児童委員

- 地域住民の身近な相談役、社会福祉の制度やサービスの情報提供、関係機関と連携しながら区民とのパイプの役割を果たしています。
- 区民相互の支えあいの活動を自ら行い、福祉コミュニティづくりの推進を行っています。
- 子育てに関しても身近な相談窓口になっています。

民生委員児童委員、主任児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域において社会福祉の推進に向けて活動しています。

児童委員は、児童福祉法に基づき、民生委員が兼ねており、地域の児童や妊産婦の健康状態、生活状態を把握して必要な援助が受けられるよう関係機関や主任児童委員等と連絡調整を行います。

主任児童委員は、児童福祉法に基づき、児童委員のうちから厚生労働大臣が指名し、地域において児童福祉に関する活動を専門的に担当する委員です。地域担当の民生委員児童委員と協力して、子育てや青少年の健全育成を推進支援している関係機関・団体と連携を図りながら、児童やその家庭の問題解決に向けた援助活動を行っています。

●保護司会

- 保護観察を受けている人に、毎月面接や家庭訪問などを行い、立ち直りを助ける役割を担っています。
- 罪を犯した人たちの更生について理解を深めるとともに、地域の各団体と連携をとり、犯罪の抑止力となる諸条件を強化することによって、犯罪予防活動を行っています。

保護司とは

保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受けて犯罪や非行に陥った人の更生を支援する人事院指令14-3で指定された非常勤の国家公務員です。法務省所管の地方支分部局であり、各都道府県庁所在地におかれた保護観察所の長の指揮下に職務を行います。

また、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することも、その使命とされています。

●社会福祉法人

- 施設の運営だけではなく、地域住民と共に歩む姿勢を持ち、地域福祉にどのように参画できるのかを検討しながら活動しています。
- 地域において社会福祉事業を展開する施設も、制度にはない支援サービスや地域交流に積極的に取り組み、区民との交流を充実させています。
- 地域貢献を果たしつつ、施設が地域の中で資源として認知されるよう、積極的に地域と連携して参画します。

● ボランティア・NPO

- 自由な発想で区民のニーズにきめ細かく、迅速に対応することができるため、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たしています。
- これまでの経験や技術、知識を活かして、福祉コミュニティの構築に貢献しています。

NPOとは

NPO（NonProfit Organization）とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。そのため、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。

このうち「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

● その他の団体、組織

- 地域における保健・医療・福祉・生涯学習などの資源を活用しつつ、子育て支援センターや地域包括支援センター、障害者生活支援センターを中心に、地域で活動する様々な組織とも連携を図り、その技術や知識を活かしながら、地域福祉の視点から広く活動していきます。

● 高津区役所

- 子どもや高齢者・障害者などの施策も含め、あらゆる人との交流・ふれあいのあるまちにするため、様々な取組や支援を行っていくことで、地域での推進基盤を整備し、身近な地域での福祉のしくみをつくっていきます。
- 地域福祉計画の推進体制と庁内の生活関連部署との連携を強化し、総合的・横断的なサポート体制を組むことが必要となります。

6 高津区地域福祉計画の概要



つながり、ふれあい、笑顔あふれるみんなのまち

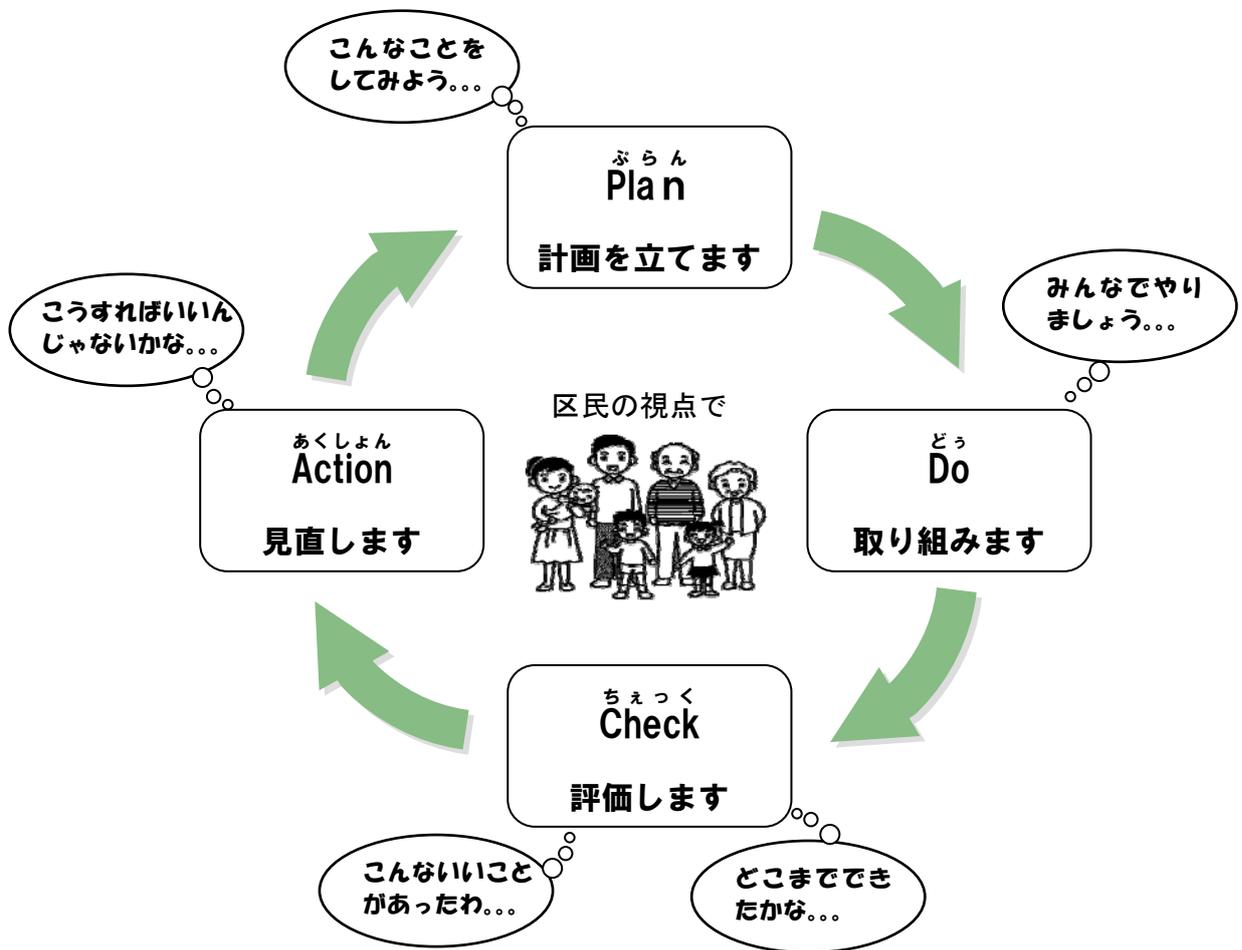


7 推進体制と評価

地域福祉計画の推進にあたっては、「Plan（計画・役割分担）→Do（実行）→Check（評価）→Action（計画に沿ってない部分の改善）」といういわゆる「PDCAサイクル」の繰り返しによって、計画のよりよい発展をめざすものとします。

また、計画の評価・改善についての検討は、高津区地域福祉計画推進検討会議の場を利用して行います。

高津区地域福祉計画の推進・見直しのプロセス



8 つながり、ふれあい、笑顔あふれるみんなのまち をめざして

この計画は、区民・地域の活動団体等・行政、全ての人が力を合わせて実現していくものです。

行政は、各取組を通して、地域福祉活動への「参加のきっかけづくり」や「活動への支援」、「地域での支え合いやネットワークづくり」等を進めていきます。

また、区民は、そこに積極的に参加し、協働していくことで、心豊かに暮らせる地域福祉のまちをつくっていくことが大切となります。

そして、区民と行政をつなぐ担い手としての地域の活動団体等の力を借りて、より一層、地域福祉を推進し、みなさんと一緒に、まちの中が笑顔であふれることをめざしていきます。

